

監查入門

監 査 入 門

經 營 学 博 士
河 合 秀 敏 著

税 務 經 理 協 会

著 者 略 歴

昭和8年生れ

昭和32年 愛知大学法経学部卒業

昭和34年 神戸大学大学院経営学研究科終了

昭和34年 愛知大学法経学部助手

昭和36年より神戸大学大学院へ内地留学

昭和37年 愛知大学法経学部講師

昭和39年 愛知大学教授

昭和41年 神戸大学文学院経営学研究科博士課程終了

昭和43年 イリノイ大学へ留学

昭和44年 愛知大学法経学部教授

昭和47年 経営学博士

昭和54～58年公認会計士第二次試験委員

主 要 著 書

監査理論の基礎 (同文館)

財務諸表監査論 (同文館)

現代監査の論理 (中央経済社)

著者との契約により検印省略

1063-0432-3911

昭和58年4月25日 初版発行

監 査 入 門

定 価 1,800円

著 者	河 合 秀 敏
発 行 者	大 坪 嘉 春
整 版 所	音 羽 整 版
印 刷 所	税 経 印 刷
製 本 所	三 森 製 本 所

発 行 所 東京都新宿区 株式会社 税務経理協会
下落合2丁目5番13号

郵便番号 161 振替 東京 9-187408 電話 (03) 953-3301 (代表)

乱丁・落丁の場合はお取替いたします。

© 河合秀敏 1983

本書の内容の一部又は全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者及び出版社の権利侵害となりますので、コピーの必要がある場合は、予め当社あて許諾を求めて下さい。

は し が き

本書は、いまから監査学習にとりかかろうとする初心者のために書かれたものである。

監査は、広義の会計学の中では、後の方で学ぶ学問とされており、総合科学の性格もあって、取り組みが容易でないと感ずるものがあるようだが、監査の主流をなす財務諸表監査の大すじを理解してかかれれば、そのような心配は無用のものとなるであろう。

本書では、財務諸表監査の大すじを十分に理解してもらえよう工夫をこらし、できるだけ、わずかな頁数で、その大要を書きくだしてみた。ぜい肉をすべて落して、財務諸表監査の骨格だけを論述したものである。

財務諸表監査は、企業が経済社会にあって信頼性を確保するために欠くべからざる役割を果たしているが、この間の事情を明らかにすると同時に、監査がどのような方法によってすすめられるか、監査を実施する場合の主要な課題は何か、監査の結果はどのような方法で伝達されているのか、などについて深い理解が求められなくてはならない。とりわけ、財務諸表監査が企業の内部統制を前提に成り立っている点を十分に理解していただく必要があると考える。

なお、本書を完成するまでには、税務経理協会編集部の堀井裕一氏にひとかたならぬお世話をいただいた。

昭和58年3月5日

河 合 秀 敏

目 次

第 1 章	監査の意義と必要性	1
1	監査の仕組み	1
2	不正・誤謬を摘発するための監査	2
3	信用保証に役立てるための監査	3
4	財務諸表に信頼性を付与するための監査	4
5	企業倫理を確立させるための監査	7
6	監査の定義と種類	8
第 2 章	財務諸表監査の制度	13
1	財務諸表による情報伝達	13
2	財務諸表のもつ一般的性格とその限界	15
3	財務諸表の適正表示概念	17
4	適正表示の監査	21
第 3 章	監 査 基 準	23
1	監査基準の意義	23
2	監査基準の構成とその内容	26
第 4 章	監査手続と内部統制	35
1	監査実施準則と監査報告準則	35
2	財務諸表監査における監査手続	35
3	監査手続の適用と試査	37

2 目 次

4 内部統制組織	39
第 5 章 監査計画と通常の監査手続	43
1 監査計画の設定とその修正	43
2 監査調書の必要性	44
3 通常の監査手続	45
第 6 章 監査証拠と会計統制組織	53
1 監査証拠の意義	53
2 監査証拠と会計統制組織	56
3 会計統制組織と内部監査	57
4 会計統制組織の有効性とその限界	58
第 7 章 試 査 の 理 論	61
1 試査と監査人の判断	61
2 重要性の判断	63
3 経験的試査と統計サンプリング	65
4 試査と監査証拠の信頼性	66
5 試査と総合意見	67
第 8 章 財務諸表監査と不正問題	69
1 粉飾経理と監査	69
2 不正と監査人の責任	72
3 会計上の不正と不正支出	74

第 9 章 EDPシステムの監査	77
1 EDPシステムの会計に与える影響	77
2 EDPシステムの内部統制の評定	79
3 コンピュータ周辺監査と利用監査	81
4 社外の情報処理センターの監査	82
第 10 章 監 査 調 書	83
1 監査調書を作成する目的	83
2 監査調書の種類	84
3 監査調書の所有権	85
第 11 章 監 査 報 告 書	87
1 監査報告書の性格	87
2 短文式報告書	88
3 長文式報告書	91
第 12 章 後 発 事 象 の 監 査	95
1 後発事象	95
2 補足的説明事項	95
3 後発事象の種類と監査上の取扱い	96
第 13 章 中間財務諸表の監査	99
1 中間財務諸表	99
2 中間財務諸表監査の監査手続	99

4 目 次

3	中間財務諸表監査の監査意見	102
4	中間財務諸表に対する補足的説明事項	103
第 14 章	連結財務諸表の監査	105
1	連結財務諸表	105
2	連結財務諸表に係る通常の監査手続	105
3	連結財務諸表の監査意見	107
4	他の監査人の監査結果の利用	108
5	連結財務諸表に対する補足的説明事項	109

第1章 監査の意義と必要性

1. 監査の仕組み

監査を生み出す基本的な仕組みというものがある。ある人が他の人に仕事の一部または全部をまかすでしょう。仕事をまかした人を委託人と呼び、仕事をまかされた人を受託人という。委託人は、受託人から仕事の推移やその結果について報告を求めるであろうから、それを受託人は口頭でするか、文書によって報告する義務が生ずる。このように、仕事をまかすものと、まかされるものの関係が生ずるところには、両者にゆるぎない信頼関係がなくてはならないわけである。しかし、この種の信頼関係を欠く結果に至ることは、人間社会での日常茶飯事ともいふべきほど、ありふれたことである。とりわけ、仕事をまかす委託人の方が、疑念を持ちつつ相手をみていることも事実であるから、このような委託人の疑念を解消することによって、両者の信頼関係を持続させる方法が考え出されなくてはならない。ここに監査が登場する余地があるのである。つまり、委託人と受託人の信頼関係をかけつなぐために、だれかが、その中に入って受託人の行為または行為の結果が正しいことを立証してやらなくてはならない。両者の中間に入って信頼関係を確立するために役立つのが監査というものであり、それを担当する人を監査人と呼ぶのである。

委託人と受託人との関係にまつわる疑念ないし不信感を取り除く

ために監査が必要になるといえるのである。委託人と受託人との関係は、人間社会のあらゆる面に存在するわけであるが、とりわけ、企業社会つまり株式会社社会にあっては、複雑な仕組みからなる利害関係が錯綜するため、監査の果たす役割が大きくなるといわなければならない。

委託人と受託人との関係をスチュワードシップ (stewardship) という。受託人はスチュワードシップの関係にもとづいて、委託人の仕事の経過やその結果を委託人に報告しなくてはならない。この責任のことをアカウンタビリティ (accountability) という。受託人は会計資料を使って、委託人に仕事のてん末を報告する責任がある。会計資料の作成・報告の正しさを立証することによって、委託人が持つかも知れない不信感をきれいにぬぐい去るためのものが監査というものである、と考えてよいであろう。

2. 不正・誤謬を摘発するための監査

監査は、以上述べたように、スチュワードシップの関係の存在するところには必ず必要となるものであるが、過去の歴史をひもといてみると、委託人と受託人の関係に極度の緊張がみなぎった時に具体的な要請となってあらわれてきたといえる。それは委託人が受託人から裏切られた時である。

株式会社の発展途上では、発起人が株主の金を集めて、それを着服したり、取締役や従業員が会社の財産を私消・悪用して、株主に多大のめいわくをかけたり、また、債権者が不利となるような企業家の行為、つまり、企業の債務支払い不履行、倒産などが発生し、

監査の必要性が考えられるようになり、法的な制度として監査役を定めて、企業をめぐる不信感をふっしょくしようとしたのであった。

株式会社の大規模化は、そこに多くの利害関係者を生ぜしめ、複式簿記を導入して期間決算をしなければならず、会計職業専門家による活動領域をつくり出してきたのである。

株式会社の発展をみるに、19世紀から20世紀の初頭までは、監査の目的というものが、不正・誤謬の摘発にあった。会社の取締役を経営者と呼ぶが、経営者や従業員による不正・誤謬の摘発をねらった監査が当時の監査思想をなしていた。不正 (fraud) とは、故意または悪意によって、事実をゆがめることをいい、誤謬とは、故意または悪意はないけれども、知識不足や不注意から生ずる事実のゆがみをいう。不正も誤謬も、いずれも真実からの離反である。真実からのへだたりを摘発することが主たる監査目的であったが、こんにちでも、監査といえば、この種の監査を考える人が多くいることも事実である。この種の監査思想は初めにイギリスで普及したので、不正・誤謬の摘発監査をイギリス式監査ということもある。

3. 信用保証に役立てるための監査

20世紀に入ると、企業規模の拡大はめざましく、外部からの資金調達が、株主資本だけでは、まかない切れなくなり、銀行などの金融機関からの借入金によるところが大きくなった。20世紀の初頭から信用保証のために役立てるための監査が普及した。これが信用目的のための監査である。アメリカに特にこの種の監査が普及したの

でアメリカ式監査といわれることもある。

銀行が企業に与信（資金貸与）する場合には、企業の支払能力があるかどうか、を検討する必要があるわけで、その意味から、貸借対照表に示される企業の資金的流動性、つまり、流動比率のよしあしが問題とされ、流動資産と流動負債の割合に対して特別の関心を寄せたのであった。貸借対照表を流動性配列法により作成・表示させ、それを職業会計人（会計・監査を業とする自由業者）に監査させることを銀行業界がならわしとすることになった。したがって、貸借対照表重点主義の監査思想が一般化したため、これを、貸借対照表監査という。

貸借対照表監査は、信用保証に役立てるための監査を意味するわけである。ここで、信用保証に役立てるということは、監査人が貸借対照表を監査し、それに監査証明をつければ、銀行は、そこに記載された数字が正しいことを意味するものと理解する。流動比率の算出や財務内容を分析する際に、安心感が生まれるということになる。損益計算書に関する監査の関心は、こんなにちみられるほど強くはなかった。資産に対する実在性（現実存在しているか、架空のものはないか）を検討し、負債については網羅性（記帳もれはないか）の監査に重点がおかれていた。架空利益の計上を排除するための監査思想が流れていたといえるのである。

4 財務諸表に信頼性を付与するための監査

企業規模の拡大は、企業の内外に対して、複雑かつ多岐にわたる利害関係者（interest group）を持つにいたった。株式会社の社会的

責任が問われる時代が到来した。大会社は株式・社債などを大衆に向けて発行し、証券市場から直接金融によって多額の企業資金を調達するようになると、企業内容の開示（ディスクロージャー、disclosure）が求められるようになる。投資家の投資意思決定に役立つ財務情報（貸借対照表、損益計算書など）を外部に向けて公表することが是非とも必要となる。貸借対照表、損益計算書などからなる財務諸表を使って企業の内容をつまびらかにするのがディスクロージャーである。

財務諸表は、複式簿記から導き出された企業の活動状態を明らかにするための情報源である。しかし、その作成は、企業の経営者（取締役）の責任においてなされるために、財務諸表の作成ならびに表示の妥当性に疑念がないわけではない。財務諸表は、記録と慣習と判断の所産からなるといわれるように、作成者の意図や操作の入る余地が多分にあるものである。この点、真実性からのへだたりを生ずる可能性が秘められており、財務諸表を読むものにとって、いちまつの不安、それも、この財務諸表は信頼してよいかどうか、が懸念されることにもなる。そこで、職業会計人（公認会計士・監査法人）による財務諸表の監査が求められるのである。この種の監査も不信感のふっしょくのために行われるから、すでに述べてきた他の監査にみられた基本思想と共通したものがあるといえるであろう。一面からみれば、不信感のふっしょくであり、他面からみれば、信頼性の付与、ということである。

財務諸表に信頼性を付与するための監査は、近代監査の典型といっ

てよい。

財務諸表は、企業をとりまく多様化した利害関係者の情報源とし

て一本の柱をなすほど重要視されている。財務諸表によって企業内容を明らかにすることが企業にとっての社会的責務であり、それによって利害関係者の理解と協力がえられるというものである。

会社の経営者は、会社の根幹をなす長期資金を提供している株主、また、将来において株主となってくるかも知れない潜在投資家を意識して経営を行うことはもちろんのことだが、銀行など、いわゆる長期・短期の貸付を行う金融機関に対しても、特別の配慮がなされるであろうし、また、仕入先、得意先などを含めた取引先、関係行政機関にも必要な情報を流さなくてはならない。企業内部においては、経営者が、従業員に対して会社の現況や見通しを明らかにするよう努力しなければ、経営業務の遂行にさしつかえが生ずる。このように、経営者が他のものに気遣う必要があるわけであるから、以上述べたような利害関係者に対して企業の現況を知らせなくてはならない。

財務諸表は、これらの利害関係者に企業の財政状態（貸借対照表）や経営成績（損益計算書）を示す目的で作成され、開示されるものである。

いいかえれば、財務諸表は利害関係者のための情報源であると同時に利害調整機能を果たす役割があるとみられるのである。監査は、このような財務諸表に対して信頼性を付与する、といった無形の価値をそえるものである。監査のねうちは、監査人の人的な信頼性とも深くかかわっているといわれることがあるが、それは、監査の結果、目に見える新しい物質が産出されるのではなく、「信頼性を高める」といういわば目で見ることのできない「信用の高まり」を監査の役割が持つだけに、監査からえられた価値（ねうち）そのも

のは、測りがたい。測定ができないだけに、逆に、監査無用論が述べられたりする。しかし、社会は、信頼関係によって成り立っているわけであるから、不信の生じ易いところには監査を位置づけなくてはならない。競争原理の作用する企業社会では、ともすると信用を失墜させる不名誉な財務諸表が開示されて、世のひんしゅくを買うのみならず、それによって大きな財産的損害をこうむる事件が生じていることは産業社会の歴史が物語るところである。

5. 企業倫理を確立させるための監査

資本主義社会で活動を展開している企業は、自由競争の原理の中でいかにして利潤をあげるか、この点に関心が集中している。人智を結集して、有限資源を有効に活用し、社会に貢献する役割を果たしているが、ともすると過酷な競争を避けることができず、反社会的な行為にひた走る結果となり、それが企業犯罪にまで発展したケースが各国に生じている。わが国についてみると、昭和40年代から企業の大型倒産が現われ、粉飾決算が露呈し、その後、ロッキード事件、グラマン事件など、政官界をまき込んだ企業の不祥事があり、相互銀行の裏保証事件などもからまって、企業倫理のあり方が国会で問題としてとりあげられたりした。

従来から、株式会社にあっては監査役が取締役の目付役として法定されており、また証券取引法適用会社には、公認会計士制度のもとで財務諸表の監査が確立していたわけであるが、反社会的な行為を十分に防止できなかった。社会の目が、監査役と公認会計士の監査に対して強く注がれ、監査制度の強化策として、昭和49年に商法

の監査役制度を改正・強化し、また商法特例法を新しく設けて大会社に対して公認会計士または監査法人による強制監査制度を導入した。昭和56年6月に再度、商法・商法特例法を改正して、監査役ならびに公認会計士監査の対象となる会社を拡大することによって大幅に監査制度の強化を試みたのである。

経営者不正に対する監査での対応が問題とされたわけで、それは経営者の社会的責任のあり方を監査の面で問い直そうとするものであるから、従来から制度化されていた財務諸表の適正性を批判・検討するいわゆる財務諸表監査に対し、経営者不正の摘発・防止の面がつけ加えられた監査の確立が望まれたわけで、これが企業倫理を確立させるための監査と呼ばれるものである。

6. 監査の定義と種類

監査の本質は、信頼性を高めることにあるということを知ったが、それでは、監査をどのように定義したらよいであろうか。

監査 (auditing) とは、情報提供者によって提供される情報について、信頼性を確保する目的に基づいて、それを裏付ける監査証拠を収集し、それを評価し、その結果を情報利用者に向けて報告する監査人の一連の組織活動をいう。

情報提供者は、企業の場合には、経営者であり、情報利用者は、投資家、債権者などからなる企業の利害関係者によって構成される。情報提供者による情報とは、多くの場合、会計情報を意味するが、非会計情報が含まれていてもさしつかえはない。財務諸表の監査という観点からみれば、財務情報に限って情報というものを考え

ればよいことになる。

一般的に言う、情報 (information) とは、不確かなものを確かなものにすることができる知識をいう。いいかえれば、あいまいなところを明確にしたり、知りたいことを知らしめるための資料となりうるものが、情報そのものである。ある情報を知っている場合と知らずにいる場合とでは、人間の知的判断の結果は、おのずと異なるわけで、したがって、人間行動も変わってくる。投資家を例にとってみると、ある企業の株式を買うか、売るか、持ち続けるか、などの意思決定を迫られる時、会計情報ないし財務情報を十分知った上で判断する場合には、判断材料の充実していることに満足するであろう。別な表現をすれば、情報には、暗やみの中のローソクのように、先々を見通すための光のような役割がある。情報の真実性は、情報利用者にとって誤った判断をくれないためにも欠くことのできないものとなる。このように、情報の真実性を側面的に付加することが、まさに、監査人の仕事といわなければならない。監査人は、情報の真実性を裏付けるために、それに関連した証拠を集めて証拠の持つ信頼性を検討しながら、情報の真実性に迫って行くことが監査の実施業務というものである。監査の対象となる事項が、定められた法令・定款、慣習、規則などに合致しているかどうか、を批判的に検査し、その結果を情報利用者に伝達することが監査報告としての任務となる。

このように考えてくると、監査の基本的職能は、①証拠の収集と評価、ならびに、②その結果の伝達にある。収集→評価→伝達の過程からなるといえるわけである。

監査の種類は、監査人が、だれであるかという立場からみれば、